



曾於市消費生活センターには毎年たくさんの相談が寄せられています。下記の例は実際に寄せられた相談内容です。特に高齢者からの相談が多く寄せられていますので、日頃から家族や周りの方が気を配り、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

### 定期購入



「初回のみ980円」「回数縛りなし」との表示を見てお試しのつもりで注文。しかし1か月後に高額な2回目が届き、初めて定期購入だと気付いた。

A

「回数縛りなし」は最低購入回数の決まりがないというだけで、定期購入ではないという意味ではありません。解約するには決められた期間内に消費者から業者に解約の申し出をすることが条件になっている場合がほとんどです。また初回のみで解約すると通常価格との差額分を追加請求されるケースもあります。注文する前に契約・解約条件をしっかりと確認しましょう。

### 不審な電話



「+（プラス）」から始まる電話番号から着信があった。この電話は一体なにか。

A

「+」から始まる番号は国際電話です。電話に出ると個人情報を読み出されたり、金銭などを要求されるおそれがあります。このような不審な電話には、出たり架け直さないようにしましょう。



### 投資・もうけ話



「元本保証」で「必ず儲かる」話があるとされた。本当だろうか。

A

「元本保証」をうたってもうけ話を持ちかけることは出資法に違反している可能性があります。必ず儲かるという「うまい話」はありません。このような問題のある説明を受けた場合は、絶対に契約しないでください。



### 訪問買取



突然訪問してきた業者から不用品を買い取ると言われた。問題ないか。

A

勧誘時には何でも買い取ると言っていたのに実際は貴金属が目的で、他のものは買い取ってもらえなかったという苦情が多く寄せられています。買取業者の飛び込み勧誘は、特定商取引法で禁止されています。突然訪問をする買取業者には法律に反する行為であることを伝え、きっぱりと断りましょう。

## 曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

日 程 5月14日(水)

定 員 4名

時 間 午前10時～正午

相談時間 1人30分

場 所 市役所本庁南棟2階 多目的室②

※相談無料。事前申込み順です

### お問い合わせ

消費生活センター ☎ 0986-76-8823

困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。